

【参考】医療費負担額の変化に関するモデルケース(新規認定者の場合) その1

ケース① 対象疾患Aに罹患した患者X氏(65歳・年収約60万円)が、診療所に外来通院し、調剤薬局で薬剤を受け取り、ひと月の総医療費が20万円となった場合

従来の医療保険制度における負担

ひと月 35,400円

高額療養費制度に基づく負担。多数該当の場合24,600円に軽減。3割負担のみなら60,000円の負担。



新たな医療費助成制度における負担

ひと月 3,000円

複数医療機関等の医療費を合算して限度額を適用。

ケース② 対象疾患Bに罹患した患者Y氏(75歳・年収約120万円)が、病院に入院し、その後、外来通院し、ひと月の総医療費が70万円となった場合

従来の医療保険制度における負担

ひと月 24,600円 (+入院時食事療養費標準負担額)

高額療養費制度に基づく負担。1割負担のみなら70,000円の負担。



新たな医療費助成制度における負担

ひと月 6,000円 (+入院時食事療養費標準負担額)

入院と外来通院の医療費を合算して限度額を適用。

※ 入院時食事療養費標準負担額: 医療保険制度における入院時の食材料費負担。所得等に応じて1食あたり100～260円を負担。

【参考】医療費負担額の変化に関するモデルケース(新規認定者の場合) その2

ケース③ 対象疾患Cに罹患した患者Z氏(50歳・年収約700万円)が、病院に外来通院し、ひと月の総医療費が20万円となった場合

従来の医療保険制度における負担

ひと月 60,000円

3割負担。医療保険制度の限度額(最低150,000円、多数該当の場合83,400円)以下のため高額療養費制度は不適用。



新たな医療費助成制度における負担

ひと月 40,000円

2割負担のため、医療費助成制度の限度額(44,400円)より低額の負担。

ケース④ 対象疾患Dに罹患した患者W氏(35歳・年収約300万円)が、毎月、病院に外来通院することにより軽症を維持し、毎月の総医療費が40万円となった場合

従来の医療保険制度における負担

ひと月 44,400円

高額療養費制度・多数該当に基づく負担。多数該当でない場合81,430円。3割負担のみなら120,000円の負担。



新たな医療費助成制度における負担

ひと月 12,000円

過去12ヶ月で3回以上、ひと月の医療費が基準額を超えるため、軽症であっても医療費助成の対象と認定。